

## 専修大学に対する改善報告書検討結果

＜大学評価実施年度：2021年度＞

＜改善報告書検討実施年度：2025年度＞

専修大学から改善報告書の提出を受け、本協会は改善に向けた大学全体の取り組み、1点の是正勧告及び3点の改善課題の改善状況について検討を行った。その結果は、以下のとおりである。

なお、末尾に記述するように、前回の評価結果において指摘のあった「基準4 教育課程・学習成果」について、検討の結果、改善が認められたことから、当該大学は内部質保証の状況を踏まえた評価の弾力的措置に係る要件ア)～ウ)を満たしている。

### ＜改善に向けた大学全体の取り組み＞

大学全体の質保証を推進する「内部質保証推進委員会」において、大学評価の結果を踏まえ、2022年度より課題に対する全学的な対応を検討した。これを受けて、提言の内容に関わる部局の「自己点検・評価実施委員会」が中心となって改善に取り組み、それを受けて、全学の自己点検・評価活動を推進する「自己点検・評価委員会」及び「法科大学院自己点検・評価委員会」は、具体的な改善策の内容、改善の実施プロセス及び改善の進捗状況等を毎年度検証し、その結果を「内部質保証推進委員会」に報告した。また、「自己点検・評価報告書」をホームページを通じて社会に公表している。このように、「内部質保証推進委員会」を中心として、本協会からの提言やその他の課題に対する改善に向けて、大学全体で取り組んでいることが認められる。今回の改善報告書において、改善に向けた取り組みの成果が十分ではない点についても、内部質保証体制を活用して引き続き検討することが望まれる。

### ＜是正勧告、改善課題の改善状況＞

提言の改善状況から、改善の成果が概ね表れているといえる。

改善課題については、学生の受け入れにおける定員管理の問題に関して、今後もさらなる改善に努めることが求められる。

個別の提言への改善に向けた大学の取り組み及びそれに対する評価は、各提言に対する検討所見のとおりである。なお、前回の大学評価時には指摘対象となっていなかった事項について、今回の改善報告書提出時には提言に相当する問題が生じているため、検討所見を参照し、次回の大学評価に向けて改善に取り組むことが求められる。

### 1. 是正勧告

| No. | 種別 | 内容            |
|-----|----|---------------|
| 1   | 基準 | 基準4 教育課程・学習成果 |

## 専修大学

|        |  |
|--------|--|
| 提言（全文） | <p>経済学研究科博士後期課程、法学研究科博士後期課程、文学研究科修士課程及び同博士後期課程では、研究指導計画として研究指導の方法及びスケジュールが定められていないため、これを定めあらかじめ学生に明示するよう是正されたい。</p>  |
| 検討所見   | <p>経済学研究科、法学研究科及び文学研究科では、研究指導の方法及びスケジュールについて、大学ホームページ又は大学院要覧で学生に明示しており、改善が認められる。</p> <p>なお、文学研究科歴史学専攻修士課程及び同博士後期課程については、当該専攻に在籍している学生に共通する研究指導方法が不明確であるため、記載内容について検討することが望まれる。</p> |

### 2. 改善課題

| No. | 種 別    | 内 容   |
|-----|--------|---|
| 1   | 基準     | 基準4 教育課程・学習成果   |
|     | 提言（全文） | <p>教育課程の編成・実施方針に、文学研究科修士課程歴史学専攻では教育課程の編成に関する基本的な考え方を示していないため、改善が求められる。</p>                        |
|     | 検討所見   | <p>文学研究科修士課程歴史学専攻の教育課程の編成及び実施に関する基本的な考え方を明示した教育課程の編成・実施方針を定め、大学院要項及び大学ホームページで公表しており、改善が認められる。</p> |
| No. | 種 別    | 内 容   |
| 2   | 基準     | 基準4 教育課程・学習成果   |
|     | 提言（全文） | <p>法科大学院における学位授与方針に示した学習成果について、測定方法と学位授与方針に示した学習成果との関連性が不明瞭であることから、学位授与方針に示した学習成果を適切な方法で</p>      |

専修大学

|            |            |  |
|------------|------------|--|
|            |            | 測定するよう、改善が求められる。   |
|            | 検討所見       | <p>法科大学院では、学位授与方針に基づき、法科大学院教授会において、アセスメントプランを定め、2023 年度よりホームページや法科大学院要項にて公表している。</p> <p>ただし、同プランに基づく学習成果の測定結果に関する検証は、法科大学院認証評価受審の前年度に行うことを予定しているため、引き続き点検・評価方法の在り方について検討していくことが望まれる。</p>   |
| <b>No.</b> | <b>種 別</b> | <b>内 容</b>   |
| 3          | 基準         | 基準 5 学生の受け入れ   |
|            | 提言（全文）     | 収容定員に対する在籍学生数比率について、経済学研究科修士課程で 0.30、法学研究科修士課程では 0.36 と低いため、大学院の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。  |
|            | 検討所見       | <p>経済学研究科修士課程においては、文学研究科に新設する専攻との調整において、2025 年度からの定員削減（30 名から 25 名へ）を行うことや、大学院学生への学会発表時の経済支援や、入学後のミスマッチ防止策、ホームページの見直しをはじめとする広報強化等さまざまな対応策を講じている。</p> <p>法学研究科修士課程においては、学部学生の進学を促すものとして、「法学部学生（4 年次生）の大学院法学研究科修士課程授業科目の履修」制度を導入し、大学院特別進学制度（研究科へ進学希望の学生が学部を 3 年次で卒業し、大学院に進学することができる制度）とともに周知に努めている。</p> <p>しかしながら、収容定員に対する在籍学生数比率について、経済学研究科修士課程が 0.33、法学研究科修士課程が 0.42 と低いため、引き続き大学院の定員管理を徹底するように改善が求め</p> |

## 専修大学

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | <p>られる。</p> <p>なお、大学評価時には提言の対象ではなかったが、収容定員に対する在籍学生数比率について、経営学研究科修士課程が 0.33、法学研究科博士後期課程が 0.17、経営学研究科博士後期課程が 0.11 と低くなっていることから改善が求められる。</p> |
|--|--|---|

### <再度報告を求める事項>

なし

### <弾力的措置にかかる要件の充足状況>

| 弾力的措置にかかる要件                                    | 前回の評価結果<br>における提言 | 改善状況 |
|--|-------------------|------|
| ア) 基準 2 「内部質保証」に関し、是正勧告及び改善課題のいずれも提言されていない。    | 無                 | —    |
| イ) 基準 4 「教育課程・学習成果」に関し、是正勧告が提言されていない。          | 有                 | ○    |
| ウ) 基準 4 「教育課程・学習成果」の学習成果の測定に関しては、改善課題も付されていない。 | 有                 | ○    |

以上